

# 富山県立富山西高等学校後援会会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は富山県立富山西高等学校後援会と称し、事務局を本校内におく。

(目的)

第2条 本会は富山県立富山西高等学校の教育方針に基づき、教育活動の振興を図るため、学校との連絡を保ちこれを援助することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 外部模試・各種検定の運営に関すること
- 2 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は富山県立富山西高等学校在学生の保護者並びに上記の目的に賛同するものを会員とする。

(役員)

第5条 本会に下記の役員をおく。

- |    |     |     |     |    |     |
|----|-----|-----|-----|----|-----|
| 会長 | 1名  | 副会長 | 若干名 | 監事 | 2名  |
| 委員 | 若干名 | 顧問  | 若干名 | 幹事 | 若干名 |
- 2 役員は、富山県立富山西高等学校PTA役員がこれを兼ねる。ただし、学校教職員を除く。
  - 3 役員の任期は1ヶ年とし、再選を妨げない。

(任務)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長 本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
- 3 監事 会計及び財産の状況を監査する。
- 4 委員 重要事項を評議する。
- 5 幹事 会長の命により庶務、会計を担当する。

(選出)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、監事、委員は総会において選出する。
- 2 幹事は会長が委嘱する。
- 3 会長は、本会の庶務・会計の事務を学校長に委任することができる。

(顧問)

第8条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は役員の仕事により、総会の承認を得て会長がこれを委嘱し、本会の諮問に依る。

(会議)

第9条 総会は年1回開く。臨時総会、役員会は必要に応じて開く。

- 2 総会、役員会が会長が召集する。会議の決議は出席者の過半数をもって成立する。

(会計)

第10条 本会の経費は外部模試の受験料をもって充てる。

- 2 本会の年度会計は、収支同額決算とする。
- 3 本会の会計年度は毎年5月1日に始まり翌年の4月30日に終わり、会計は毎年1回総会においてこれを報告する。

(会則改正)

第11条 本会の会則は総会の議決を経てこれを定めることができる。

附 則

- (1) この会則は昭和45年4月1日より施行する。
- (2) 平成24年5月12日一部改正する。
- (3) 平成27年5月16日一部改正する。
- (4) 平成30年5月12日一部改正する。